

個人情報取扱いに関する規則

(目 的)

- 第 1 条 柏楽園町会（以下、「本会」という。）が保有する個人情報のい適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責 務)

- 第 2 条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周 知)

- 第 3 条 本会は、この内規を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年 1 回は会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

- 第 4 条 本会は、会長が「町会入会届」などを会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。
2. 本会が会員から取得する個人情報は、氏名、住所、電話番号及びその他の項目で会員が同意する事項とする。

(同意の取消し)

- 第 5 条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取消す事ができる。
2. 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は、削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

(利 用)

- 第 6 条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。
- (1) 会議開催、会員管理、その他文書の送付など
 - (2) 会員名簿の作成
 - (3) 会員相互の親睦を高める活動
 - (4) 安全・安心で、住み良いまちづくり活動

(管 理)

- 第 7 条 本会が収集した個人情報は、会長及び会長が指定する役員（以下、「データ管理者」という）が保管するものとし、以下の各号に応じ、適正に管理する。
- (1) 紙による個人情報は、施錠できるキャビネット又は書庫等に保管する。キャビネット又は書庫等の鍵は会長が保管する。
 - (2) 個人情報を電子データで保管する場合は、パスワードを設定して管理する。
データ管理者は、設定されたパスワードを第三者に漏らしてはならない。
2. 不要となった個人情報は、速やかに廃棄するものとし、個人情報が記載された機器、電子媒体又は書類を廃棄する場合、会長の立合いの上

で復元できない方法により廃棄する。

3. 配布された会員名簿は、個々の会員が適正に管理し、盗難、紛失には十分注意するとともに、転売行為等を行わない。

(提 供)

第 8 条

個人情報とは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- (5) 個人情報のうち役員に関するもので、地方公共団体又は公共目的の団体・学校が、町会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

付 則

この規定は、住民総会(平成 31 年 4 月 21 日)の議決のあった日から施行する。